

- 一、従業員募集廣告に現従業員の月収額を明示するが如き事
- 一、従業員を恰かも刑事被告人扱となし、終業の際裸體となして身體検査を爲すが如き事
- 一、事故發生の際に當局が多く其の責任を従業員に負擔せしむる傾向
- 一、冬季にうとんを給與するが如き事

(要求の範圍)

本組合の指摘したる是等の事項に關する撤退

第二 勤務時間を八時間とすべし

但本要求提出の日より向六ヶ月後に於て實施すべし

理由 従業員の生活の改善は一に勤務時間の短縮に在るは今更ら暇々の辯を要せざる可し。殊に交通機關に從する吾等労働者の健康が他種の労働者より一層劇甚に其の健康を害しつゝあるは明々なる事實にして現在の如く平均一日十一時十分の長時間の勞務は到底吾等の堪ふる所にあらず。然れども今直ちに之れを當局に強要するは人員増加の關係上其の難きを責むるものなるが故に之れに六ヶ月間の猶豫條件を附したる所以なり。

(要求の範圍)

毎月三日の公休日を除き毎日出勤時より退出時までを平均八時間とし、三十分未滿は打切り三十分

以上は一時間に算入す。

第三 歩合制(哩數賃金)を改めて日給制とすべし

(理由) 工場労働に於ける個數賃金制が労働問題解決の敵なるが如く交通労働に於ける歩合制即ち乗務哩數に依る賃金制も亦労働問題解決の敵なり。生活に窮迫せる従業員は殆ど自己の健康を顧みるに遑無くして盲目的に長距離の乗務を爲して歩合率を高め収入を増加せん事に腐心しつゝあり、是人情の然らしむる所にして當局が此の弱點を利用したる巧妙なる非人道的労働條件なり、之が爲め一方には事故は頻發して市民の不安を増長し他方には従業員の健康を害して永く勤務に服する能はざるの結果となる、一に皆歩合制度の罪なり。之れを公益の上より見るも、従業員利益の上より見るも一日も速かに撤廢して日給制とすべきものなり。

(要求の範圍)

一日を八時間とし日給八十錢を支給すべし若し八時間以上を勞務したる時は左の割合に依りて時間割増賃銀を支給すべし。

一時間目は 十二錢 二時間目は 十四錢 三時間目は 十八錢

三時間目以上は一時間を増す毎に陪額、但毎月三回の公休日は日給金額を支給する事

臨時手當及等級手當は現状の儘